

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和7年12月25日	株式会社一城(法人番号6100001000264) 代表者小林義達	長野県長野市大字大町739番地8	北部営業所	長野県長野市大字大町738-12	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項及び同条第4項	令和7年8月20日、酒気帯び運転を行ったことを端緒として監査実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)、(4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(7)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項、第3項)、(8)運行指示書の記載不備(安全規則第9条の3第1項、第3項)、(9)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督に係る記録の記載不備(安全規則第10条第1項)	16	16

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	寺泊郵便局営業所	新潟県長岡市寺泊大町9353-595	輸送施設の使用停止(88日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	越後明治郵便局営業所	新潟県上越市頸城区森本1525-1	輸送施設の使用停止(88日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	茅野郵便局営業所	長野県茅野市宮川4404-8	輸送施設の使用停止(97日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	中条郵便局営業所	長野県長野市中条2422-1	輸送施設の使用停止(96日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	鬼無里郵便局営業所	長野県長野市鬼無里241-1-2	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	水見郵便局営業所	富山県水見市丸の内11-28	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	越中八尾郵便局営業所	富山県富山市八尾町上新町2657-1	輸送施設の使用停止(111日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	金沢南郵便局営業所	石川県金沢市泉野町6-17-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	門前郵便局営業所	石川県輪島市門前町清水3-32-3	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	北御牧郵便局営業所	長野県東御市大日向303-1	輸送施設の使用停止(95日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	小海郵便局営業所	長野県南佐久郡小海町豊里106	輸送施設の使用停止(93日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	下条郵便局営業所	長野県下伊那郡下條村睦沢9299-1	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	南相木郵便局営業所	長野県南佐久郡南相木村3525	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	上松郵便局営業所	長野県木曽郡上松町本町通り2-36	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	山形郵便局営業所	長野県東筑摩郡山形村2021-6	輸送施設の使用停止(89日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	三岳郵便局営業所	長野県木曽郡木曽町三岳6457-2	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	栗崎郵便局営業所	石川県金沢市栗崎町2-383-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	松任郵便局営業所	石川県白山市ハツ矢町609	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	能都郵便局営業所	石川県鳳珠郡能登町宇出津ナ34-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)	

貨物軽	令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	柳田郵便局営業所	石川県鳳珠郡能登町柳田礼部30-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	吉川郵便局営業所	新潟県上越市吉川区原之町2032-1	輸送施設の使用停止(86日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	能生郵便局営業所	新潟県糸魚川市能生7155-1	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	石打郵便局営業所	新潟県南魚沼市関1134-19	輸送施設の使用停止(81日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	分水郵便局営業所	新潟県燕市分水旭町2-1-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大割野郵便局営業所	新潟県中魚沼郡津南町下船渡戸460-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	小矢部郵便局営業所	富山県小矢部市綾子5652	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	井波郵便局営業所	富山県南砺市山見釜土947-1	輸送施設の使用停止(36日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	金沢中央郵便局営業所	石川県金沢市三社町1-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新金沢郵便局営業所	石川県金沢市新保本4-65-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	山代郵便局営業所	石川県加賀市山代温泉ヨ-29	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	押水郵便局営業所	石川県羽咋郡宝達志水町今浜ト141-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新潟西郵便局営業所	新潟県新潟市西区寺尾朝日通25-10	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新潟中央郵便局営業所	新潟県新潟市中央区東大通2丁目6-26	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	横越郵便局営業所	新潟県新潟市江南区茜ヶ丘2番20号	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)	

貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	戸倉郵便局営業所	長野県千曲市戸倉1907	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月9日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	信州新町郵便局営業所	長野県長野市信州新町新町35-7	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	西春近郵便局営業所	長野県伊那市西春近5173-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	辰野郵便局営業所	長野県上伊那郡辰野町平出1639-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	東御郵便局営業所	長野県東御市田中103-6	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	

貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	美篤郵便局営業所	長野県伊那市美篤 4322-4	文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項により準用 する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	望月郵便局営業所	長野県佐久市望月 134-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項により準用 する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	龍江郵便局営業所	長野県飯田市龍江 4520-1	輸送施設の使用停止 (86日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項により準用 する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	洗馬郵便局営業所	長野県塩尻市宗賀 1917-1	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項により準用 する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	波田郵便局営業所	長野県松本市波田 5186	輸送施設の使用停止 (86日車)	貨物自動車運送事業法 第36条第2項により準用 する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	南木曽郵便局営業所	長野県木曽郡南木曽町読書3640-6	輸送施設の使用停止(84日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	塩田郵便局営業所	長野県上田市保野192-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	坂城郵便局営業所	長野県埴科郡坂城町坂城6350-1	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	千曲郵便局営業所	長野県千曲市栗佐1587	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	鶴来郵便局営業所	石川県白山市鶴来本町4-~52-3	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)	

貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	土田郵便局営業所	石川県羽咋郡志賀町館開サ-1	輸送施設の使用停止(38日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	阿南町郵便局営業所	長野県下伊那郡阿南町東条122-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	海ノ口郵便局営業所	長野県南佐久郡南牧村海ノ口981-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	戸隠郵便局営業所	長野県長野市戸隠豊岡1372-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	川上郵便局営業所	長野県南佐久郡川上村原1156-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	

貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	旦開郵便局営業所	長野県下伊那郡阿南町新野1409-5	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	長藤郵便局営業所	長野県伊那市高遠町長藤6992-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	
貨物軽	令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	平谷郵便局営業所	長野県下伊那郡平谷村923-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第2項)	

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。